

## 愛媛県総合園芸振興審議会配布資料一覧

- ・次 第
- ・出席者名簿
- ・配席図
- ・果樹農業振興特別措置法（抜粋）
- ・愛媛県総合園芸振興審議会規程
- ・諮 問
- ・第13次愛媛県果樹農業振興計画策定のスケジュール（予定）
  
- ・資 料 1－1 第1回審議会における主な意見・提言に対する反映状況
- ・資 料 1－2 第13次愛媛県果樹農業振興計画（案）
- ・資 料 1－3 第13次愛媛県果樹農業振興計画（案）の概要

## 愛媛県総合園芸振興審議会議 次第

日 時：令和8年1月29日（木）13：30～15：30

場 所：愛媛県農業共済組合5階 第1・2会議室

1 開 会

2 開会あいさつ

3 審議会の公開について

4 審 議

(1) 愛媛県果樹農業振興計画（案）について

(2) その他

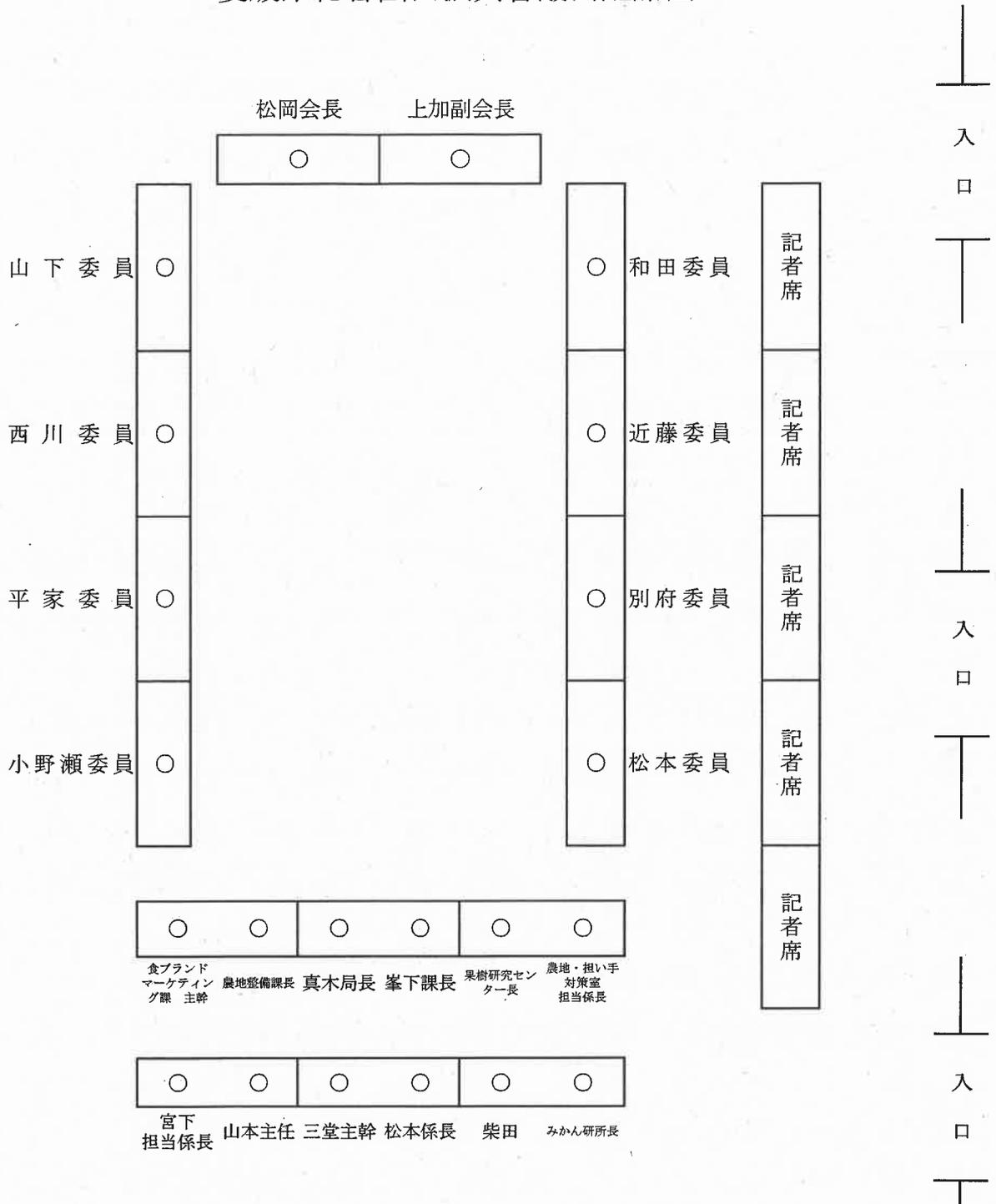
5 閉 会

愛媛県総合園芸振興審議会 出席者名簿

令和8年1月29日(木) 13:30～  
愛媛県農業共済組合 5階 第1・2会議室

区分	役職名	氏名	出席	
審議会委員	学識経験者	愛媛大学農学部教授	松岡 淳	○
		愛媛大学農学部教授	和田 博史	○
		愛媛大学農学部准教授	上加 裕子	
	園芸関係機関	愛媛県農業協同組合中央会総合企画部長	別府 和彦	○
		全国農業協同組合連合会愛媛県本部副本部長	松本 亮治	○
		企業組合津島あぐり工房代表理事	山下 由美	○
		(株)ブードスタイル代表取締役	近藤 路子	○
	生産者	JA全国女性組織協議会会長	西川 久美	○
		愛媛県果樹同志会長	平家 誠人	○
		JAにしうわ女性部営農部長	小野瀬 マサエ	○
	県	農林水産部農業振興局 局長	真木 健司	○
		農地整備課 課長	白坂 浩二	○
食ブランドマーケティング課 主幹		谷中 康太	○	
農政課 農地・担い手対策室 担当係長		越智 政勝	○	
農林水産研究所 果樹研究センター センター長		藤原 文孝	○	
農林水産研究所 みかん研究所 所長		菊地 毅洋	○	
農産園芸課 課長		峯下 寿樹	○	
農産園芸課 主幹		三堂 博昭	○	
農産園芸課 係長		松本 秀幸	○	
農産園芸課 担当係長		宮下 裕司	○	
農産園芸課 主任		山本 智樹	○	
	〃	柴田 優	○	

# 愛媛県総合園芸振興審議会配席図



# 果樹農業振興特別措置法

発令 昭和36年3月30日法律第15号

最終改正：平成23年8月30日号外法律第105号

改正内容：平成23年8月30日号外法律第105号[平成23年8月30日]

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、果実の需要の動向に即応して計画的に果樹農業の振興を図るための措置及びこれに関連して合理的な果樹園経営の基盤を確立するための措置並びにこれらに併せて果実の生産及び出荷の安定を図るための措置並びに果実の流通及び加工の合理化に資するための措置を定めることにより、果樹農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

## 第二章 果樹農業振興基本方針等

### (果樹農業振興基本方針)

第二条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、果樹農業の振興を図るための基本方針（以下「果樹農業振興基本方針」という。）を定めなければならない。

- 果樹農業振興基本方針には、主要な種類の果樹として政令で定めるもの（以下「果樹」という。）につき、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 果樹農業の振興に関する基本的な事項
  - 果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標
  - 栽培に適する自然的条件に関する基準
  - 近代的な果樹園経営の基本的指標
  - 果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項
  - その他必要な事項
- 農林水産大臣は、果樹農業振興基本方針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かななければならない。
- 農林水産大臣は、果樹農業振興基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (果樹農業振興基本方針の変更)

第二条の二 農林水産大臣は、果実の需給事情、農業事情その他の経済事情の変動により必要があるときは、果樹農業振興基本方針を変更するものとする。

- 前条第三項及び第四項の規定は、果樹農業振興基本方針の変更について準用する。

### (都道府県の果樹農業振興計画)

第二条の三 都道府県知事は、果樹農業振興基本方針に即して、政令で定めるところにより、当該都道府県における果樹農業の振興を図るための計画（以下「果樹農業振興計画」という。）を定めることができる。

- 2 果樹農業振興計画には、当該都道府県における主要な種類の果樹につき、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 栽培面積その他果実の生産の目標
  - 二 その区域の自然的経済的条件に応ずる近代的な果樹園経営の指標
- 3 果樹農業振興計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
  - 一 果樹農業の振興に関する方針
  - 二 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項
  - 三 果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他果実の流通の合理化に関する事項
  - 四 果実の加工の合理化に関する事項
  - 五 その他必要な事項
- 4 都道府県知事は、第二項の主要な種類の果樹のうちに、その果実につき、生産の安定的な拡大又は合理化を図り及び流通の合理化を推進することが特に必要であり、かつ、そのためには広域の濃密生産団地を計画的に形成することが適当であると認められるものがあるときは、果樹農業振興計画において、当該種類の果樹についてのその広域の濃密生産団地の形成に関する方針を明らかにするとともに、その方針に即して同項各号及び前項各号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
- 5 都道府県知事は、果樹農業振興計画を定めようとするときは、果樹農業に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県知事は、果樹農業振興計画を定めたときは、遅滞なく、これを農林水産大臣に提出するとともに、その概要を公表しなければならない。

(以下、省略)

(目的)

第1条 この会は、愛媛県の園芸及び工芸作物の振興に関する重要方策について知事の諮問に応じ、調査審議することを目的とする。

2 この会は、総合園芸事業の振興方策について必要があると認める場合は、知事に対し意見を申し出ることができる。

(名称)

第2条 この会は、愛媛県総合園芸振興審議会（以下「審議会」）という。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもつて組織する。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合には、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、愛媛県内で園芸に関係のある機関、生産者、学識経験を有する者及び県職員のうちから知事が委嘱又は任命する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会は、専門の事項を調査審議するために必要があると認める場合においては、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会の会議を招集し、議長となる。

5 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

6 部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長の同意を得て定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、農林水産部農業振興局農産園芸課において所掌する。

(委任)

第10条 この規程に定めるものを除くほか、審議会の運営その他に関して必要な事項は、審議会の議決を経て会長が定める。

前文(抄) (平成8年8月9日告示第1078号)

公布の日から施行する。

前文(抄) (平成15年4月1日告示第840号)

告示の日から施行する。

7農産第2240号

令和8年1月26日

愛媛県総合園芸振興審議会会長 様

愛媛県知事 中村 時広

愛媛県果樹農業の振興を図るための計画について（諮問）

果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第2条の3第1項に基づき、愛媛県果樹農業の振興を図るための計画を定めるに当たり、留意すべき事項について、同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

## 第13次愛媛県果樹農業振興計画策定の

### スケジュール（予定）

1月29日	<ul style="list-style-type: none"><li>・愛媛県総合園芸振興審議会</li></ul>
2月上旬	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画案（修正版）の会長確認</li></ul>
2月上旬～3月上旬	<ul style="list-style-type: none"><li>・パブリックコメント</li></ul>
3月中旬	<ul style="list-style-type: none"><li>・パブリックコメントへの回答</li><li>・最終案の会長確認</li></ul>
3月下旬	<ul style="list-style-type: none"><li>・最終版の答申（会長→知事）</li><li>・各委員への答申結果の送付</li><li>・計画の公表</li><li>・計画の送付（市町、関係機関、中四国農政局）</li></ul>

第1回審議会における  
主な意見・提言に対する反映状況

## 第1回審議会における主な意見・提言に対する反映状況

1 現在の産地がかんきつ栽培の不適地になっていく可能性があるため、温暖化対策についてしっかり記載することは大切。

→【計画 P3 の 8~17 行】

- ・ 気候変動の影響を回避・軽減するための対策として、遮光（熱）資材の散布・被覆や灌水による日焼け果の軽減、植物成長調整剤散布によるうんしゅうみかんの浮皮軽減やぶどうの着色向上、夏秋期の積極的な灌水や土壌水分管理による甘平の裂果軽減に取り組む。
- ・ それらを実施するための用水・灌水施設や水源、遮光施設・資材等について、助成事業を有効活用して導入を進める。併せて、温暖化に対応した着果管理や樹形等の栽培管理も検討する。
- ・ 長期的な対応として、温暖化の影響を受けにくくするため、樹勢維持に向けた土づくりや、改植による園地の若返りに取り組む。

2 温暖化によって、適地の場所が変わる、地域に適した品種・作物が変わることもふまえて計画策定いただきたい。

→【計画 P3 の 8~20 行】

- ・ 1 と同様
- ・ 温暖化に適応した品種の開発・探索を行い、有望品種については品種転換を進め、ブラッドオレンジやアボカドのような品種の産地化についても検討する。

3 近年、温暖化でかんきつが作りにくくなっているのを強く感じている。温暖化対策を記載するとともに、その情報が生産者にしっかり伝わるように配慮が必要。

→【計画 P3 の 8~17 行、計画 P2 の 22~23 行】

- ・ 1 と同様
- ・ 各対策を進めるにあたっては、複数の伝達ツールを活用し、農業者や関係者に対して、関連情報を迅速かつ確実に周知することとする。

4 担い手対策について、多様な人材や組織を活用することが大切であり、計画にきちんと盛り込んでいただきたい。都市部で精神的に疲れた方を受け入れたり、地元でも不登校の方などを受け入れたりするなどの人材発掘や他産業との連携強化の取り組みも必要。

→【計画 P6 の 25～28 行】

J A 出資型法人による援農、農業者等による作業受託組織、サービス事業体、シルバー人材組織、外国人労働者、農福連携の取組など、産地の実情に応じて、地域内外の多様な労働力を活用する体制の構築を図る。

5 新規就農者の確保も大切だが、離農しないようなフォローも大切。地域になじめず離農する事例も散見されるため、関係機関が細やかに相談に乗るなどの対策も必要ではないか。

→【計画 P6 の 11～14 行】

新規就農者の定着率を高めるため、市町の農業担当部局や農業団体の営農指導員、県の普及指導員等が連携し、就農前後の資金確保や経営・技術指導等を行い、新規就農者が早期に経営安定できるサポート体制の充実を図る。

6 スマート農業の導入には、モデル実証や実装研究も重要であるため、スムーズな導入にも配慮した計画としていただきたい。

→【計画 P4 の 1～7 行、P5 の 16～18 行】

・ドローンの施肥・防除利用やリモコン除草機による省力化、ICTを活用した灌水・施肥施設や圃地環境モニタリングによる栽培管理の最適化、アシストスーツによる収穫・運搬等の作業強度軽減、栽培及び経営管理ソフト活用による経営の高度化など、多様な技術について、現地実証や実装に取り組む。併せて、トライアングルえひめ（デジタル実装加速化プロジェクト）の成果等も活用しながら、県内に横展開を図る。

・ドローンによる防除やセンシング（感知器等を使用して作物や環境等の情報収集）、AIによる効率的な選果システム、ICTを活用した作業管理等のスマート農業技術が円滑に導入されるよう実証研究を推進する。

7 甘平について、生産が不安定であるため、生産面・販売面とも扱いづらい品種となっている。生産量 120%増の目標を達成できるように、しっかり対策いただきたい。

→【P9 の 31～37 行】

・甘平の裂果軽減技術や愛媛果試第 48 号（紅プリンセス）の安定生産技術の早期確立に取り組むとともに、高品質化やクラッキング（亀裂）防止効果が高いハウス施設、裂果を軽減するための灌水施設、外観品質を向上させる防風ネット、完熟栽培に対応する防風・防鳥ネット等について、助成事業を有効活用して整備を進め、隔年結果防止に向けた適正摘果や施肥、裂果軽減・品質向上のための灌水技術、正品率向上を図る果実保護等の栽培管理を徹底するものとする。

8 知的財産の活用も大切であるため、しっかり取り組んでいただきたい。愛媛果試第 28 号の育成者権が 2030 年に消滅することとなっており、それをふまえた対応も必要と考えている。

→【計画 P5 の 1～5 行】

・国内で育成者権・商標権等の知的財産権を取得して権利を保護することとし、適正使用について広く関係者等に周知するとともに、侵害案件に対しては厳正に対処する。

・輸出を見据えるべき品種については、権利保護が必要と考えられる国において、国内と同様に、知的財産権の取得等の対応を進める。

9 不知火など減産を見込む品種もあるが、県産かんきつの魅力である多彩な品種の周年供給が継続できるように対策いただきたい。

→【計画 P10 の 8～9、16～17 行】

・今後も一定の生産量が見込まれる 12 品種を、周年供給体制を構成する「基幹品種」として、引き続き出荷量の確保と高品質化を目指すこととする。

・各地域の特性に応じた品種を「地域特産品種」として、基幹品種とともに生産振興を図るものとする。

## 第 13 次愛媛県果樹農業振興計画（案）

目標年度  
令和12年度

# 愛媛県果樹農業振興計画

令和8年3月

愛 媛 県



## 目 次

### 第1 果樹農業の振興に関する方針

#### 1 栽培リスクに負けない産地づくり

- (1) 温暖化などの気候変動への対応
- (2) 鳥獣害や難防除病害虫等への対応
- (3) スマート技術導入等の省力化・高品質化の推進
- (4) 環境と調和した安全・安心な生産の推進
- (5) 新技術や優良品種等の開発・普及

#### 2 産地を支える担い手づくり

- (1) 新規就農者の確保・育成
- (2) 外部労働力の確保
- (3) 担い手への園地集積及び円滑な経営継承の推進
- (4) 経営の多角化・法人化の推進と女性参画の促進

#### 3 災害に強く作業しやすい園地づくり

- (1) 被災園地の復興
- (2) 自然災害への対応強化
- (3) 次世代につなぐ生産基盤の整備
- (4) 園内道・モノレールの効率配置の推進

#### 4 国内外のニーズに応えた儲かる愛媛ブランドづくり

- (1) うんしゅうみかん・いよかんの生産量維持
- (2) 「紅コレクション」の生産拡大とブランド力の強化
- (3) かんきつ周年供給体制の維持
- (4) 「柑橘王国えひめ」の販売力の強化
- (5) 落葉果樹産地の再構築
- (6) 多様な販売体制の構築と消費拡大に向けた食習慣の推進
- (7) 農林水産業を成長産業にするための輸出促進

#### 5 果樹の種類別振興方針

- (1) かんきつ
- (2) かんきつ以外の果樹

### 第2 栽培面積その他果実の生産の目標

第3 その区域の自然的経済的条件に応ずる近代的な果樹園経営の指標

1 栽培に適する自然的条件

2 近代的な果樹園経営の指標

(1) 目標とすべき10a当たりの生産量、労働時間及び栽培方式

(2) 効率的かつ安定的な果樹園経営の経営類型

第4 生産基盤の整備に関する事項

第5 果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他果実の流通の合理化に関する事項

1 消費者に確実に届ける流通体制づくり

(1) 広域選果体制を踏まえた高機能集出荷貯蔵施設の再編・整備

(2) 出荷規格や輸送の合理化への取組推進

2 果実の用途別出荷量の見通し

3 選果施設の整備

第6 果実の加工の合理化に関する事項

1 消費者ニーズに即した新たな加工需要の創出

2 加工原料用果実の安定供給

3 かんきつ果汁工場等の合理化

4 果汁の生産計画

5 果汁用原料果実の供給計画

第7 その他必要な事項

1 広域濃密生産団地形成に関する方針

(1) 広域濃密生産団地形成に関する基本の方針

(2) 広域濃密生産団地の概要

2 政令指定果樹以外の新たな樹種の探索と導入検討

## 第1 果樹農業の振興に関する方針

- ・果樹農業は、本県の農業産出額の約4割を占める基幹的な産業であり、特色ある豊かな文化の形成や県民の健康維持・増進にも寄与してきた。
- ・本県は、日照時間に恵まれた温暖な気候条件であるため、立地条件に合わせて、沿岸部や島しょ部ではかんきつを中心とした栽培が、内陸部ではキウイフルーツ、かき、くり等の落葉果樹の栽培が行われている。
- ・特に、かんきつは安定した供給力に加え、「紅コレクション」をはじめとする本県オリジナル品種の生産拡大や周年供給体制の構築等により、「柑橘王国えひめ」として、高い評価を受けている。
- ・県内の果樹産地では、多くの園地が急傾斜地にあるため、規模拡大が困難で、省力化や生産効率を高める取組が遅れていることに加え、高齢化や担い手の減少による労働力不足が深刻であり、急傾斜園地を中心に荒廃農地が拡大するなど、栽培面積が急速に減少しているところであり、特に本県の重要品目であるうんしゅうみかんやいよかんの栽培面積・生産量の維持が重要と考えられる。
- ・近年、全国各地で大規模な自然災害が頻発する中、本県においても、平成30年7月の西日本豪雨により、園地崩落などの甚大な被害が発生しており、災害発生リスクは高まっている。
- ・気候変動による温暖化の影響で、果実生産が不安定となっており、カメムシ等病害虫の大発生や、鳥獣被害などの栽培リスクも増大していることから、今後とも果樹栽培に係るリスク対応を一層推進していく必要がある。
- ・高齢化が一層進行し、ライフスタイルの変化による食の外部化・簡素化も進展していることなどを踏まえ、消費者ニーズの多様化・高度化への対応を進めていくことが大切である。
- ・果実摂取量は、全ての世代で減少し、特に20歳代から40歳代において少ない状況であり、消費拡大に向けた取組の推進が求められている。
- ・国内への需要に対応しつつ、拡大傾向にある海外市場への輸出に戦略的に取り組むため、本県果実の品質の高さを強みに、更なる海外需要の獲得を図るとともに、輸出先の検疫条件や残留農薬基準等の規制の克服に加え、輸出拡大に対応できる生産量の確保を図る必要がある。
- ・こうした課題に対応するため、生産面においては、温暖化への対応、優良園地の若返りや土づくり、生産基盤・園地整備の推進、担い手の確保・育成、外部労働力の活用並びに省力化による産地の維持・強化によって、生産力の強化を図る。
- ・流通販売面においては、品質向上のための施設整備や、施設再編整備等

による広域選果体制の構築によって県産果実の価格形成力を強め、パレット出荷システムの導入によって荷役時間の短縮を図るほか、輸出拡大を含めた販売の多角化への取組が必要となっている。

これらを踏まえ、今後5年間の果樹農業の振興目標を「**変化に対応できる生産力と果実を消費者に届ける供給力の強化**」とし、各産地が自らの特色を活かしながら、官民共創のもと、生産・流通・販売・消費の各々の関係者が「チーム愛媛」として幅広く連携し、好循環を生み出す体制を構築していく。その際、次の5つを重点課題として、それぞれに的確な施策を講じることにより、着実な解決を図っていく。

- 1 栽培リスクに負けない産地づくり
- 2 産地を支える担い手づくり
- 3 災害に強く作業しやすい園地づくり
- 4 国内外のニーズに応えた儲かる愛媛ブランドづくり
- 5 消費者に確実に届ける流通体制づくり

将来にわたって持続可能な果樹農業を実現していくため、

- ・温暖化への対応や生産基盤の整備、園地の若返り等を強力に推進する。
- ・地域の実情に応じた担い手の育成・確保や産地労働力の確保に向けた取組を推進するなど、各産地の課題解決を加速化し、本県果樹農業が次世代へ円滑に継承されるための対策を推進する。
- ・新品種・新技術の開発・普及や、市場拡大のための対策、流通・加工の合理化のための対策を推進することとする。
- ・各対策を進めるにあたっては、複数の伝達ツールを活用し、農業者や関係者に対して、関連情報を迅速かつ確実に周知することとする。

なお、現在、県内22の産地協議会で策定されている「果樹産地構造改革計画（以下「産地計画」という。）」については、この愛媛県果樹農業振興計画の内容を踏まえて、産地が抱える生産・流通・販売面での課題の総括と今後取り組むべき戦略等を再検討し、速やかに見直しを行うこととする。

## 1 栽培リスクに負けない産地づくり

### (1) 温暖化などの気候変動への対応

- ・松山市の年平均気温は過去 100 年で 1.9℃上昇しており、過去 30 年 (1991~2020) の平年値と令和6年を比較すると 1.4℃上昇するなど、確実に温暖化が進行している。
- ・地球温暖化等の気候変動は、果樹農業の持続性を脅かす要因となっており、果実全般の日焼け果やうんしゅうみかんの浮皮、甘平の裂果、ぶどうの着色不良等の発生を助長して、果実品質や収量の低下を招いている。
- ・気候変動の影響を回避・軽減するための対策として、遮光(熱)資材の散布・被覆や灌水による日焼け果の軽減、植物成長調整剤散布によるうんしゅうみかんの浮皮軽減やぶどうの着色向上、夏秋期の積極的な灌水や土壌水分管理による甘平の裂果軽減に取り組む。
- ・それらを実施するための用水・灌水施設や水源、遮光施設・資材等について、助成事業を有効活用して導入を進める。併せて、温暖化に対応した着果管理や樹形等の栽培管理も検討する。
- ・長期的な対応として、温暖化の影響を受けにくくするため、樹勢維持に向けた土づくりや、改植による園地の若返りに取り組む。
- ・温暖化に適応した品種の開発・探索を行い、有望品種については品種転換を進め、ブラッドオレンジやアボカドのような品種の産地化についても検討する。

### (2) 鳥獣害や難防除病害虫等への対応

- ・イノシシやヒヨドリ等の鳥獣被害が依然として深刻であることから、有害鳥獣を捕獲する「攻め」、鳥獣の侵入を防止する「守り」、放任果樹や藪の除去等、鳥獣を寄せ付けない集落ぐるみの取組を推進する「地域体制づくり」を3本柱として対策を推進する。
- ・特にICTを活用した効果的な捕獲技術の実証や高度な専門技術を有する「えひめ地域鳥獣管理専門員」の育成等に力を入れ、集落・関係機関等が一体となって、粘り強く対策に取り組む。
- ・薬剤抵抗性が発達したアザミウマ類などの難防除病害虫の発生や、重要病害虫に係る有効薬剤の失効等に対応する新たな技術の開発・導入を進める。
- ・温暖化等の影響で、これまで問題となっていなかった病害虫の分布域の拡大等も懸念されることから、予察等によって病害虫発生状況をこまめに把握し、被害リスクがある場合には速やかに情報発信して、生産者に注意喚起するなど、被害発生前の対策に万全を期すこととする。

### **(3) スマート技術導入等の省力化・高品質化の推進**

- ・スマート技術は目覚ましいスピードで進歩し、多岐にわたっており、ドローンの施肥・防除利用やリモコン除草機による省力化、ICTを活用した灌水・施肥施設や園地環境モニタリングによる栽培管理の最適化、アシストスーツによる収穫・運搬等の作業強度軽減、栽培及び経営管理ソフト活用による経営の高度化など、多様な技術について、現地実証や実装に取り組む。併せて、トライアングルえひめ(デジタル実装加速化プロジェクト)の成果等も活用しながら、県内に横展開を図る。
- ・今後の品種導入にあたっては、機械化体系の導入を踏まえて、産地の振興品種を植栽することとし、計画的な改植・新植による優良品目・品種への転換や若返りに努める。
- ・ハウスや周年マルチ点滴灌水同時施肥法(以下、マルドリ)など灌水設備、根域制限栽培、果樹棚等の省力・低コスト化、高品質化につながる施設・機械整備を進め、生産基盤の強化に努めるとともに、農作業の軽労化や効率化を図るための資機材導入等を進める。

### **(4) 環境と調和した安全・安心な生産の推進**

- ・消費者の食の安全・安心や環境問題への関心の高まりに応えるためには、生産者に対する農薬や肥料の適正使用による基本管理と、その記帳を徹底していくことが重要である。
- ・これら基本管理の徹底を図るとともに、人や環境に優しい農業を推進するため、みどり認定農業者の育成や愛媛県特別栽培農産物等認証制度(エコえひめ)、有機農業等の一層の定着・拡大に取り組む。
- ・消費者や実需者の信頼の確保に加え、競争力の強化、農作業安全の確保、農業経営の改善・効率化につながる、農業生産工程管理(グローバル GAP、県 GAP 等)やトレーサビリティの導入についても推進する。

### **(5) 新技術や優良品種等の開発・普及**

- ・果樹農業の持続的発展を目指し、温暖化対応や高品質安定生産、長期鮮度保持や労働軽減、省力・低コスト化、環境に配慮した施肥・防除等の各種技術開発を積極的に推進する。
- ・かんきつについては、これまで愛媛果試第 28 号(紅まどんな)や甘平、愛媛果試第 48 号(紅プリンセス)等の優れた品種が開発されており、引き続き、中晩柑類と生産量が最も多いうんしゅうみかんを対象に、品種開発を行うものとする。
- ・開発にあたっては、消費者に支持される特性を具備し、既存品種より優れているか、出荷時期が競合しない生産性の高い新品種・系統を育成・探索することとし、その適地性を十分検討した上で、普及を図ることを基本とする。

- ・普及すべきと判断されたものは、国内で育成者権・商標権等の知的財産権を取得して権利を保護することとし、適正使用について広く関係者等に周知するとともに、侵害案件に対しては厳正に対処する。
- ・輸出を見据えるべき品種については、権利保護が必要と考えられる国において、国内と同様に、知的財産権の取得等の対応を進める。また、国内で未利用のかんきつ品種については、パートナー企業と連携しながら、米国で商業栽培するプロジェクトを推進する。さらに、紅コレクションを安定供給するため、甘平の裂果軽減技術や愛媛果試第48号(紅プリセンス)の安定生産技術の確立に早急に取り組む。
- ・キウイフルーツについては、かいよう病に強く食味良好な品種の開発や、効率的な花粉生産、耐湿性台木による生産安定等の技術確立を目指す。
- ・その他落葉果樹については、国の研究機関等が育成した品種について、本県の気象条件・園地条件に適応した優良品種・優良系統の探索・選抜や高品質生産技術の確立を推進する。
- ・ドローンによる防除やセンシング(感知器等を使用して作物や環境等の情報収集)、AIによる効率的な選果システム、ICTを活用した作業管理等のスマート農業技術が円滑に導入されるよう実証研究を推進する。
- ・特に、ドローンについては、現状では使用できる農薬が限られるため、国や農薬メーカーに対し適用拡大の推進を働きかけるとともに、防除技術の早期確立に努める。
- ・消費者の健康志向への意識が高まっていることから、機能性成分の探索、分析評価や利用方法等の開発を推進する。

## 2 産地を支える担い手づくり

### (1) 新規就農者の確保・育成

- ・県内における果樹主業の新規就農者については、かんきつ価格の高値安定や新規就農者育成総合対策の効果により、増加傾向となっているものの、高齢化によるリタイアは依然として多いことから、引き続き、親元就農はもとより、県外からのUターン・Iターン就農者の確保に努めることが重要である。
- ・県内産地では、地域における新規就農者の研修体制として、JA等研修機関や地域の農家による受入れが行われており、研修期間中に、就農希望者が新規就農者育成総合対策(就農準備資金)を活用しつつ栽培技術を学び、JAや地域が園地や農業機械、住宅等を斡旋することで、新規就農者が研修後に同対策(経営開始資金)を活用して就農することができ、一定数が定着している。
- ・今後は、農業団体、行政機関、(公財)えひめ農林漁業振興機構等が連携して、これらの取組の高度化を図りつつ、県内外の就農相談会等も活用しな

がら、新規就農者の確保・育成を進める。

- ・新規参入希望者であっても、借受けできる優良園地や住宅・倉庫等が見つからず、就農を断念するケースがあり、さらに、就農後においても、有望品種への改植に伴う未収益期間の発生により、就農初期に必要な所得を確保できないケースもある。
- ・今後は産地が主体となって、園地・倉庫等の流動化に努めるとともに、行政機関や農地中間管理機構など関係機関との連携を強化し、荒廃農地等の改植や基盤整備を行ったうえで、育成管理後に就農希望者に貸し出す等の取組を推進することで、新規就農者のスムーズな経営開始や経営安定を図る。
- ・新規就農者の定着率を高めるため、市町の農業担当部局や農業団体の営農指導員、県の普及指導員等が連携し、就農前後の資金確保や経営・技術指導等を行い、新規就農者が早期に経営安定できるサポート体制の充実を図る。

## **(2) 外部労働力の確保**

- ・果樹農業は、労働ピークが摘果や収穫時の短期間に集中することから、規模拡大に伴い臨時的な雇用労働力が必要となる。
- ・特に、うんしゅうみかんは収穫に多くの労働力を必要とすることから、うんしゅうみかん主体の産地では、確保できる収穫労働力が経営規模を左右する状況となっている。
- ・一部の産地では、農繁期の重ならない複数地域間の連携によるアルバイトの融通や、アルバイトを受け入れるための宿泊施設の整備、近隣都市部からの有償ボランティアの募集、農作業時に必要な簡易トイレの設置など、受入れ促進や労働環境の改善に向けた取組が行われている。
- ・今後は、こうした取組を面的に広げるとともに、JA出資型法人による援農、農業者等による作業受託組織、サービス事業体、シルバー人材組織、外国人労働者、農福連携の取組など、産地の実情に応じて、地域内外の多様な労働力を活用する体制の構築を図る。

## **(3) 担い手への園地集積及び円滑な経営継承の推進**

- ・高齢化が顕著な果樹農業を持続的に発展させるためには、作業性及び緩傾斜で収益性が高い維持すべき優良園地を、担い手へ集積・集約化する必要がある。
- ・産地協議会では、維持すべき園地の明確化に取り組むとともに、維持すべきとされた園地は、優良品目・品種への転換、省力・高品質化のための基盤整備を積極的に進め、放任園地化している場合は再生するなどして、収益性の高い樹体と園地がセットで、円滑に新たな担い手に経営継承できる体

制を構築する。

- ・耕作条件の悪い園地については、放任園地化することで野生鳥獣や病害虫の温床となり、産地全体に悪影響を与える恐れがあるため、確実に伐採するとともに、廃園・植林等により山に返すことも検討する。
- ・産地計画や地域計画の見直しの際には、果樹農家、農業団体、行政機関、農地中間管理機構等が連携して取り組むこととし、具体的には、年齢別の農業者や後継者の確保状況を見える化した目標地図を用いて、地域を支える農業者が話し合い、園地利用を担う経営体の在り方などの将来像を決めていくこととする。
- ・これらの産地計画や地域計画に示された将来像を通じて、維持すべき園地や将来の園地利用を担う経営体を明確化することにより、園地の集積・集約化と円滑な経営継承を推進する。

#### **(4) 経営の多角化・法人化の推進と女性参画の促進**

- ・個々の経営体が持続可能な果樹農業を実現するためには、基盤整備や機械化体系の導入により労働生産性を向上させ、規模拡大を進めるとともに、加工等の事業展開による経営の多角化、さらには、雇用経営型への転換や第三者を含めた経営継承が必要となる。
- ・認定農業者等においても、雇用労働力を安定的に確保するため、労務環境の改善や社会保障制度の適用など、就業条件の整備が必要である。
- ・このような個々の経営体の発展が産地の維持・発展につながるため、農業経営の法人化や、経営者の労務管理能力の向上等の支援を積極的に実施し、地域によっては集落営農の法人化等を検討するものとする。
- ・災害後に地域農業を守るため、地域の有志が法人を立ち上げ、果実や製造したジュースの販売、作業受託、大苗生産、先進技術のモデル実証等に取り組む等の優良事例については、地域農業活性化のモデルケースとして、他地区への波及を図る。
- ・果樹農業を発展させていく上で、農業経営における女性参画は重要な役割を果たしていることから、女性農業者が活躍しやすい環境を整備し、地域をリードできる女性農業者を育成するなど、果樹農業への女性参画を一層促進する。

### **3 災害に強く作業しやすい園地づくり**

#### **(1) 被災園地の復興**

- ・平成 30 年7月の西日本豪雨では、南予地区を中心に園地が崩落するなどの甚大な被害が広範囲に発生した。
- ・原形復旧や改良復旧については、全ての地区で工事が完了し、営農が再開されているほか、周辺の被災していない園地も含めて大規模には場整備

を行う「再編復旧」についても、整備された園地から順次植栽が完了するなど、早期の工事完了に向けて対応を進めており、災害に強く生産性の高い園地の創造を推進している。

- ・復旧園については、受託作業の仕組みづくりや大苗生産、土づくりの推進等により営農基盤の再構築を進め、生産力強化に向けた施設整備や外部労働力の確保などにより産地力の底上げを図っている。
- ・復旧を契機とした災害を受けにくい園地づくりや優良品種の導入により、被災前よりも数段パワーアップした産地化を目指しており、完全復興に向けて早期成園化を推進している。

## **(2) 自然災害への対応強化**

- ・近年、集中豪雨や大型化する台風に加え、高温・干ばつや低温・積雪・降霜などによる被害が頻発するなど、自然災害の発生リスクが高まっている。
- ・これらの被害を軽減するため、緩傾斜化や排水対策等の基盤整備を推進するとともに、防風施設などの施設整備や対応技術の開発、災害リスクへの注意・警戒を促す生産者への情報発信等について、農業団体、行政機関等が連携して対策を講じ、生産体制を強化する。
- ・農業経営の安定を図る取組に加え、自然災害による損失を補填する農業共済や、収量減少や価格低下をはじめ、様々なリスクによる収入減少を補填する収入保険といったセーフティーネットへの加入を、関係機関・団体が一体となって、一層促進するものとする。

## **(3) 次世代につなぐ生産基盤の整備**

- ・本県の果樹園地の多くは傾斜地に立地し、農家の高齢化も顕著で、耕作放棄地が年々増加していることから、農地中間管理機構と連携して担い手への園地集積を図りつつ、園地の緩傾斜化や園内道・水利施設の整備など、労働生産性を飛躍的に向上させる面的な基盤整備を推進し、作業性の向上を図る。
- ・地域によっては、平坦で作業性に優れる水田を労働生産性の高い園地に転換し、果樹を新植することで、生産量を維持・向上させる。
- ・水田転換園は、湿害や品質低下の恐れがあるため、必要に応じて、排水対策等の基盤整備を講じるものとする。

## **(4) 園内道・モノレールの効率配置の推進**

- ・面的な緩傾斜化が困難な急傾斜地では、果樹経営支援対策事業等を積極的に活用して、園内道・モノレールを効率的に配置するなど、できる限り省力化に配慮した園地整備を推進する。
- ・隣接する農家での共同利用を踏まえて再整備することで、労働生産性の向上が可能な園地への転換を図るものとする。

- ・階段畑の段数を減らす小規模な園地改良などにも取り組み、園地条件に即した次世代に引き継ぐ園地づくりを加速させる。

#### 4 国内外のニーズに応えた儲かる愛媛ブランドづくり

##### (1) うんしゅうみかん・いよかんの生産量維持

- ・本県かんきつ生産量の7割以上を占めるうんしゅうみかんといよかんについては、改植・新植の推進によって面積減少の抑制と園地の若返りを図る。
- ・改めて堆肥投入・土壌酸度矯正などの土づくり、用水・灌水施設の導入、適切な肥培管理等による単収の向上、マルチ栽培による高品質化、植物成長調整剤の散布による浮皮軽減、果皮強化や適期収穫による果皮障害軽減、省力樹形の導入による作業効率化などに取り組み、引き続き本県かんきつ農業の屋台骨を支える品目として、栽培面積・生産量の維持と高品質生産に努める。
- ・うんしゅうみかんの需給バランスについては、気象条件による品質低下や出荷時期の集中等により、短期的な需給のアンバランスが起り得るため、生産者及び国・県の生産出荷団体等の関係機関が一体となって、高品質果実の計画的な生産・出荷に努め、市場価格を安定させるものとする。
- ・極早生うんしゅうみかんについては、低品質の果実が価格の低下を招くとともに、早生品種以降の価格へも影響を及ぼすことがあるため、今後とも良食味の品種への転換や、マルチ栽培等で品質向上を図りつつ、需要に見合った生産規模になるよう配慮する。

##### (2) 「紅コレクション」の生産拡大とブランド力の強化

- ・本県が育成し、令和4年6月に品種登録された愛媛果試第48号(紅プリンセス)は、愛媛果試第28号(紅まどonna)と甘平(紅かんぺい、愛媛 Queen スプラッシュ)に続く本県オリジナル品種の第3の矢として、積極的に導入して早期の生産拡大を図る。
- ・この3品種の販売は、11月からの「紅まどonna」、1月からの「甘平(紅かんぺい)」、3月からの「紅プリンセス」と、異なる時期に連続してシーズンを迎えることから、これら3品種を「紅コレクション」と命名し、つながりを意識した一体的なプロモーションを展開しており、愛媛のかんきつをリードする看板商材として、農業団体と県が連携してブランド力の強化に取り組む。
- ・これら品種の生産拡大を図るため、甘平の裂果軽減技術や愛媛果試第48号(紅プリンセス)の安定生産技術の早期確立に取り組むとともに、高品質化やクラッキング(亀裂)防止効果が高いハウス施設、裂果を軽減するための灌水施設、外観品質を向上させる防風ネット、完熟栽培に対応する防風・防鳥ネット等について、助成事業を有効活用して整備を進め、隔年結果防止に向けた適正摘果や施肥、裂果軽減・品質向上のための灌水技術、正品率向上を図る果実保護等の栽培管理を徹底するものとする。

### (3) かんきつ周年供給体制の維持

- ・本県かんきつ農業の特徴は、一定量の出荷量がある品種と地域特産品種を組み合わせた周年供給が可能なことであり、消費者や流通業者に年間を通じ、旬のかんきつを安定して届けることにより、有利販売と認知度向上につながっている。
- ・周年供給は農家所得の拡大、労働力の分散を図るうえでも重要であり、県内産地の連携をより強め、「柑橘王国えひめ」の一層の体制強化を推進する。
- ・今後も一定の生産量が見込まれる 12 品種を、周年供給体制を構成する「基幹品種」として、引き続き出荷量の確保と高品質化を目指すこととする。
- ・具体的には、10月～12月まではうんしゅうみかんを中心に、愛媛果試第 28 号(紅まどonna)、はれひめ、1月以降は、いよかん、甘平(紅かんぺい、愛媛 Queen スプラッシュ)、ぽんかん、不知火、せとか、3月以降は、愛媛果試第 48 号(紅プリンセス)、清見、カラ、河内晩柑、6月～9月は温室みかんなどを中心に旬のかんきつとして位置付け、産地間が連携したリレー出荷等により出荷量を確保して、周年供給体制の維持を図る。
- ・各地域の特性に応じた品種を「地域特産品種」として、基幹品種とともに生産振興を図るものとする。
- ・出荷時期の延長や端境期の有利販売に向け、農業団体、試験研究・普及指導機関等が連携して、長期鮮度保持技術の開発、導入を推進する。
- ・農家個々の経営安定や労力配分を考慮したうえで、有望品種の導入を推進するとともに、ハウス栽培や長期貯蔵技術の導入なども組み合わせて収益性の向上を図り、儲かる果樹農家の育成を進める。

### (4) 「柑橘王国えひめ」の販売力の強化

- ・本県産かんきつは、その多くを農業団体経由で大都市圏に共同出荷することで有利販売につなげ、確固たる地位を築いている。
- ・今後も、基幹品種を中心に、年間を通じて多くのかんきつを連続出荷する周年供給の強みを生かし、「柑橘王国えひめ」のブランド力強化に努める
- ・従来からの市場販売を中心に、直販や輸出、インターネット販売等の多様な販路を適切に組み合わせ、販売力の強化を図る。
- ・本県オリジナル品種である愛媛果試第 28 号(紅まどonna)、甘平(紅かんぺい、愛媛 Queen スプラッシュ)、愛媛果試第 48 号(紅プリンセス)については、「紅コレクション」として一体的に PR しており、本県かんきつの看板商品として知名度向上に努め、早期に愛媛かんきつ全体をリードする商材に育て上げる。
- ・本県かんきつの大黒柱であるうんしゅうみかんについてもプロモーションを強化することとし、農業団体に県の愛のくにえひめ営業本部等も加わって、効

果的な PR を展開することで、販売面での優位性を高める。

- ・生産者や農業団体、市町、「えひめ愛フード推進機構」、「愛のくに えひめ営業本部」等の関係組織が一体となってそれぞれの得意分野を活かし、県内外での PR・プロモーション、販路の開拓に取り組むこととし、トップセールスによって本県産果実の販路拡大を推進するほか、産地交流・情報発信等を通じ、産地と卸売市場の信頼関係強化を図る。
- ・生産者組織や農業団体等が実施する、えひめ・みかん祭りや愛のオレンジロード等のイベントによって、果実の美味しさや機能性等について、消費者に幅広く周知する。
- ・日本農業遺産に認定された「愛媛・南予の柑橘農業システム」の活動を通して、本県かんきつ農業の魅力を広く PR し、知名度向上につなげる。

### (5) 落葉果樹産地の再構築

- ・落葉果樹は、果樹農家の経営品目として重要であることから、今後も振興する果樹として位置づけるものとする。
- ・キウイフルーツについては、かいよう病 Psa3 型の防除を徹底するとともに、抵抗性の高い品種への転換、健全花粉の安定供給体制の確立を図る。
- ・食味良好で有望な品種の導入を図りつつ、貯蔵性に優れる既存品種との組み合わせで、長期間の出荷体制を築き、キウイフルーツ生産量全国一位を堅持するものとする。
- ・かきについては、環状剥皮技術による品質向上や、平棚栽培等による生産安定、消費者ニーズに対応した渋柿の加工・出荷、太秋等優良品種の導入などに取り組み、競争力のある産地を育成するものとする。
- ・くりについては、間伐・縮伐や低樹高化、ドローン防除・施肥等による作業性の向上、改植による園地の若返りや獣害の防止強化等による単収の向上を推進し、加工需要に対応した生産の強化を図る。
- ・ぶどうについては、市場性が高いシャインマスカットの導入及び生産安定、ピオーネ等の着色促進対策、醸造用ぶどうの導入等を進め、生産力の強化を図る。
- ・うめについては、冬季の温暖化等により生産が不安定になっていることから、計画的な若返り等による生産の安定や、新たな加工需要の創出等により活性化を図る。
- ・産地計画に位置付ける振興品種については、産地自らが、産地の現状や将来を見据えたうえで、生産目標達成のための具体的な対策を明確にし、改植や必要な施設の整備を行い、目標の早期実現を図るものとする。

## **(6) 多様な販売体制の構築と消費拡大に向けた食習慣の推進**

- ・我が国の果実摂取量は、年齢層別で比較すると若年層でより少ない状況となっており、少子高齢化に伴なって人口が減少し、生活様式・食生活が多様化する中で、生鮮果実購入量も減少傾向となっている。
- ・消費者の嗜好も変化し、摂取しやすいものが好まれる傾向となっており、果実加工品や良食味で皮ごと食べられるぶどうの需要が高まっている。
- ・購入先については、インターネットや産直施設などが増加するなど、流通販売形態も様変わりしてきている。このため、従来からの市場販売に加えて、消費者ニーズに細やかに対応することで、消費拡大を推進する必要がある。
- ・ホームページ等を活用した情報発信や、食味や消費者の嗜好の変化をふまえた果実生産や加工の取組等を促進する。また、農家レストラン、観光農園等のグリーン・ツーリズムといった多様な販売体制を構築し、消費拡大を推進するものとする。
- ・若者や働く世代の果実離れが顕著であることから、大学生等が果実と関わる機会となる、果実加工品開発等の共同プロジェクトや大学生による援農体制の構築、職場での手軽な果実摂取を推進する「デスク de みかん」、社員食堂への果実提供などの取組を粘り強く実施する。
- ・子供世代の果実を摂取する食習慣が定着することは、極めて重要であることから、学校と連携して、給食を活用した食育を一層促進する。あわせて、果樹農業への理解促進や未来の担い手確保の観点から、児童・生徒を対象とした出前授業や農作業体験などの食育に取り組むものとする。

## **(7) 農林水産業を成長産業にするための輸出促進**

- ・海外需要の獲得を生産者の所得向上を図るための手段の一つと捉え、県産かんきつを中心とした農産物の品質の高さを強みに、マーケットの拡大に加えて、高付加価値化や海外市場での差別化を図りながら、各国・地域の検疫条件や市場ニーズに対応した重点的かつ戦略的な活動を推進する。
- ・輸出先としては、台湾、香港、マレーシア等のアジア諸国のほか、欧州やカナダなど、輸出の効果が見込まれる国・地域をターゲットとする。
- ・更なる輸出拡大に向け、これまで輸出実績のあるかんきつやぶどう、かきをはじめとした県産果実の海外での認知度向上に向けた「販売促進活動」とあわせて、産地や農業団体、試験研究機関等が一体となり、現地の基準に適合した生産・防除技術の確立や、長期輸送に対応した鮮度保持・輸送技術向上などの「課題解決活動」といった両面から取り組む。

## 5 果樹の種類別振興方針

### (1) かんきつ

果樹の種類	振興方針
うんしゅうみかん	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本県の中心的品種として、重点的に生産量維持に取り組むとともに、高品質生産の維持・向上に努める。極早生については、評価の高いうんしゅうみかんのほか、高品質中晩柑への更新を進め、品種構成の適正化を図る。</li> <li>○ 老木園の改植により園地の若返りを図るとともに、樹冠上部摘果や後期重点摘果等を推進し、隔年結果の是正や品質向上等による生産安定に努める。</li> <li>○ マルチ(マルドリ含む)、完熟及び施設栽培等の高品質又は商品性の高い果実の生産に取り組むほか、特色ある産地づくりを推進する。</li> </ul>
いよかん	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本県の主力品種として産地の維持・強化を図り、消費者・市場が求める高品質果実の生産・出荷に努める。</li> <li>○ 樹勢衰弱樹の改植や増糖につながる栽培管理の徹底により、生産安定と品質向上を図る。</li> </ul>
不知火	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適地適作を基本に、樹勢衰弱樹の改植を推進し、高品質安定生産を図る。</li> <li>○ 完熟栽培等に取り組み、長期安定出荷を図る。</li> </ul>
ぼんかん	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適地適作を基本とした生産振興により産地の維持、強化を図る。</li> <li>○ 樹勢衰弱樹の改植を推進し、高品質安定生産を図る。</li> </ul>
清見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 西宇和地域を中心とした適地適作を基本に、低温や鳥獣被害の防止技術の導入を図り、高品質果実の安定生産を推進する。</li> <li>○ 長期貯蔵技術等の導入による長期安定出荷による需要の拡大を図る。</li> </ul>
河内晩柑	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 南予地域を中心とした適地適作を基本に、高品質果実の生産による産地の育成を図る。</li> <li>○ 長期貯蔵技術等の導入による長期安定出荷に取り組み、夏期の需要拡大を図る。</li> </ul>
せとか	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適地適作を基本とし、施設栽培、完熟栽培等の高品質生産に取り組み、産地の拡大を促進する。</li> <li>○ 適期収穫を徹底し、高品質安定生産に努める。</li> </ul>
はれひめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適地適作を基本とした生産振興により、産地の育成を図る。</li> <li>○ マルチ栽培による高品質化と安定生産を推進する。</li> </ul>
愛媛果試第28号 (紅まどんな)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適地適作を基本とし、産地育成及び拡大を促進する。</li> <li>○ 正品率向上のため、雨よけハウス等施設栽培を徹底し、高品質果実の安定生産に努める。</li> </ul>

甘平（紅かんぺい、愛媛Queenスプラッシュ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適地適作を基本として産地の育成を図る。</li> <li>○ 結実・水管理等の徹底により裂果の軽減を図り、防風施設等の導入により、高品質安定生産に努める。</li> </ul>
愛媛果試第48号（紅プリンセス）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適地適作を基本とし、早期の産地拡大を進める。</li> <li>○ 栽培技術の確立・普及とともに、収穫時期・販売時期を遵守し、防風施設等の導入により、高品質果実の出荷に努める。</li> </ul>
カラ（南津海を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適地適作を基本に、瀬戸内沿岸、島しょ部を中心として、産地の育成を図る。</li> <li>○ 鳥獣被害防止対策や防風施設の導入により、安定生産を推進する。</li> <li>○ 鮮度保持、長期貯蔵技術等の導入による長期安定出荷による需要拡大を図る。</li> </ul>
その他かんきつ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 需要動向を見極めつつ、基幹品種を柱に、媛小春などの地域特産品種等を組み合わせ、消費者の嗜好に対応した産地の育成を図る。</li> <li>○ ブラッドオレンジ等の機能性成分を多く含有する品種の導入を推進する等、消費者の健康志向を重視したかんきつの生産を検討、拡大する。</li> <li>○ 中山間地域を中心に、優良系統の導入によるゆずの生産振興を図る。</li> <li>○ 凍害のリスクが少ない沿岸・島しょ部を中心に、レモンの生産振興を図る。</li> <li>○ 新規有望品種は、品種特性や市場価値を見極め、次期基幹品種等としての検討を行う。</li> </ul>

## (2)かんきつ以外の果樹

果樹の種類	振興方針
かき	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費者・市場が求める高品質果実の生産・出荷の維持に努めるとともに、太秋・太天等の優良品種を導入し、競争力のある産地を育成する。</li> <li>○ 棚栽培、完熟栽培、マルチ栽培、環状剥皮等の技術の導入により作業の省力化と品質向上を図る。</li> <li>○ あんぽ柿等の加工製品の需要拡大や加工原料供給の拡大を図る。</li> </ul>
くり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 病虫害抵抗性等優良品種の生産技術の高度化、鳥獣被害防止により安定多収生産を推進する。</li> <li>○ 早生・中生・晩生の品種構成の適正化や低樹高化、基盤整備の推進等により作業の省力化を図る。</li> <li>○ 特選くりの生産を拡大し、有利販売を展開する。</li> </ul>
キウイフルーツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ キウイフルーツかいよう病の防除の徹底を図る。</li> <li>○ せん定、受粉(液体受粉による省力化)、水管理、土づくり、病虫害防除等の基本管理の徹底により、高品質果実生産を推進し、有望品種の産地化に取り組むとともに、花粉産地の育成を図る。</li> <li>○ 貯蔵と追熟の適正化による長期出荷を図り、販売力を強化する。</li> </ul>
ぶどう	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地元市場への出荷や観光農園・産地直売等の生産出荷体制の多様化、長期出荷技術の導入等により生産の拡大や経営の安定を図る。</li> <li>○ 優良品種・新技術の導入や施設栽培により高品質生産を推進する。</li> </ul>
なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 優良品種への転換や環境保全型農業技術の導入等により、高品質果実の生産に努めるとともに、地元市場への出荷や直販等の多様な販売により、産地の維持・強化を図る。</li> </ul>
もも	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 優良品種への転換、施設栽培、マルチ栽培等の導入により、高品質果実の生産を図る。</li> <li>○ 地元市場への出荷や直販、加工用としての供給等の多様な販売により産地の維持・強化を推進する。</li> </ul>
びわ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 園地の若返りにより生産の安定と品質の向上を推進するとともに、低樹高化や園地改良により作業の省力化・軽労働化を図り、産地体制を強化する。</li> <li>○ 生果に加え、加工原料用の供給拡大を図る。</li> </ul>
うめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費者の嗜好に合った優良品種の導入や若返り等による生産の安定や、産地加工による付加価値の向上を図り、産地体制を強化する。</li> </ul>

## 第2 栽培面積その他果実の生産の目標

第1の方針を基本に生産誘導を図ることとし、目標年度である令和12年度の生産量と栽培面積の目標を設定

対象果樹の種類		生産量(t)			栽培面積(ha)		
		R5(現状)	R12(目標)	伸び率	R5(現状)	R12(目標)	伸び率
うんしゅうみかん		111,100	110,000	99%	5,290	4,900	93%
その他 の か ん き つ	愛媛果試第28号	5,028	6,000	119%	305	350	115%
	甘平	2,088	2,500	120%	363	365	101%
	愛媛果試第48号	59	2,000	3,390%	82	240	293%
	せとか	4,514	5,500	122%	294	360	122%
	いよかん	18,247	16,000	88%	1,407	1,150	82%
	不知火	8,334	6,000	72%	513	350	68%
	ぼんかん	9,792	9,400	96%	391	370	95%
	清見	7,081	6,200	88%	326	270	83%
	河内晩柑	14,472	12,000	83%	275	275	100%
	カラ・南津海	1,805	2,500	139%	130	130	100%
	はれひめ	1,094	1,200	110%	101	100	99%
	その他	16,002	15,100	94%	1,158	1,070	92%
小計		88,516	84,400	95%	5,345	5,030	94%
かんきつ合計		199,616	194,400	97%	10,635	9,930	93%
かん き つ 以 外	かき	6,490	6,450	99%	525	472	90%
	くり	1,570	1,560	99%	1,910	1,757	92%
	キウイフルーツ	4,660	4,630	99%	393	362	92%
	ぶどう	1,480	1,470	99%	153	139	91%
	なし	378	350	93%	41	27	66%
	もも	393	385	98%	62	54	87%
	びわ	165	155	94%	50	43	86%
	うめ	257	250	97%	59	53	90%
	その他	234	250	107%	78	93	119%
小計		15,627	15,500	99%	3,271	3,000	92%
合計		215,243	209,900	98%	13,906	12,930	93%

### 第3 その区域の自然的経済的条件に応ずる近代的な果樹園経営の指標

#### 1 栽培に適する自然的条件

適地適作による高品質果実の安定生産を推進するため、栽培に適した気象条件の基準を設定

#### 【かんきつ】

対象果樹の種類	気温条件		その他条件	
	平均気温	留意事項	標高	海岸からの距離
うんしゅうみかん	15℃以上	-7℃になる低温が10年に1回以内 冷気の停滞がない 収穫まで霜がなく、季節風の被害が少ない	300m以下	15km以内
いよかん はれひめ 愛媛果試第28号(紅まどんな)	15.5℃以上	-6℃になる低温が10年に1回以内 収穫期の最低気温が-2℃以上 冷気の停滞がない 季節風などの被害が少ない	200m以下	10km以内
不知火 甘平 ぼんかん 清見 せとか 愛媛果試第48号(紅プリンセス) 河内晩柑 カラ(南津海を含む)	16℃以上	-5℃になる低温が10年に1回以内 収穫期までの最低気温が-3℃以上 冷気の停滞がない 季節風などの被害が少ない	150m以下	10km以内

【落葉果樹】

対象果樹 の種類	気象条件		降水量条件	標高
	平均気温	留意事項		
かき	甘がき 13℃以上 渋がき 12℃以上	発芽期の最低気温-2℃以上 強風が当たらない 収穫期までの降霜が1~2回以下	4~10月の降水量は1,500mm以下	500m 以下
くり	12℃以上	発芽期の4月上旬の最低気温は-3℃以上 特に冬季の温度格差が少ない 収穫前に強風が当たらない	4~10月の降水量は1,500mm以下	600m 以下
キウイフル ーツ	13℃以上	最低気温-8℃以上 発芽期の最低気温-1℃以上 萌芽期に晩霜がない 強風が当たらない		400m 以下
ぶどう	12℃以上	萌芽期の最低気温は-2℃以上 萌芽以降4月上旬頃までの最低気温は-3℃以上 強風が当たらない	4~10月の降水量は1,300mm以下	700m 以下
なし	12℃以上	開花期の最低気温は-2℃以上 強風が当たらず、開花期に晩霜がない	4~10月の降水量は赤なし1,300mm以下、青なし1,100mm以下 5~7月の降水量は400mm以下	250m 以下
もも	12℃以上	4月下旬ごろの最低気温は-2.5℃以上 強風が当たらず、開花期に晩霜がない 開花期の最低気温は-2℃以上	4~10月の降水量は1,000mm以下 4~6月の降水量は400mm以下	400m 以下
びわ	15℃以上	最低気温-3℃以上、12~3月までの温度格差が少ない 風当たりが少ない		250m 以下
うめ	12℃以上	開花期の3月上旬までの最低気温-3℃以上 強風が当たらない	4~10月の降水量は1,300mm以下	400m 以下

## 2 近代的な果樹園経営の指標

### (1) 目標とすべき10a当たりの生産量、労働時間及び栽培方式

より生産性の高い果樹園経営を実現するため、目標とすべき単収、労働時間等を設定

対象果樹の種類	品種・系統名	目標傾斜度 (テラス面)	成園10a当 り生産量	成園10a当 り労働時間	栽培方式等
うんしゅうみかん	(施設)	15度以下	kg	時間	多目的スプリンクラー 摘果剤利用 樹冠上部摘果、後期重点摘果 マルチ栽培、完熟栽培
	極早生		5,500	655	
	早生		3,500	173	
	普通		3,500	180	
いよかん		15度以下	3,500	163	多目的スプリンクラー
なつみかん		15度以下	3,800	144	多目的スプリンクラー
不知火		15度以下	3,000	268	多目的スプリンクラー
ぼんかん		15度以下	3,000	183	多目的スプリンクラー
清見		15度以下	3,500	228	多目的スプリンクラー
河内晩柑		15度以下	4,500	148	スピードスプレーヤ 多目的スプリンクラー
愛媛果試第28号(紅まどんな)	雨よけハウス栽培	15度以下	3,500	303	雨よけ栽培
甘平		15度以下	2,000	254	多目的スプリンクラー
優良中晩柑	(施設) 露地	15度以下	3,000	375	多目的スプリンクラー
			3,000	274	
かき	富有 愛宕	15度以下	1,800	172.5	スピードスプレーヤ 棚栽培、完熟栽培
			3,000	185	
くり		—	300	105	低樹高栽培
キウイフルーツ		—	2,500	187.5	液体受粉
ぶどう	ピオーネ 青系	15度以下	1,300	299.5	スピードスプレーヤ 無核化处理
			1,500	336	
なし		15度以下	3,000	204	棚栽培 スピードスプレーヤ
もも		15度以下	1,800	311	
びわ		—	1,000	268	低樹高栽培
うめ		—	1,200	238	収穫ネット 一次加工処理

## (2) 効率的かつ安定的な果樹園経営の経営類型

主たる従事者の年間労働時間、1経営体当たりの所得の目標を設定し、  
経営指標を設定

区分	技術体系	経営規模 (ha)	作付面積 (ha)	単収 (kg)	10a労働 時間 (時間)	10a費用 合計 (千円)	労働時間(時間)		粗収益 (万円)	総所得 (万円)	主たる 従事者 の所得 (万円)
							家族	雇用			
沿岸・島 しょ部農 業地帯土 地利用型	・うんしゅうみか んの品種組合 せ ・多目的スプリ ンクラー ・摘果剤利用 ・マルチ栽培及 び完熟栽培を 併用	2.2	極早生 0.2 早生 1.0 普通 1.0 計 2.2	3,500 3,500 3,500	173 180 181	785 784 783	276 1,210 1,390 2,876	70 590 420 1,080	182 1,222 1,113 2,517	25 437 330 792	696
沿岸・島 しょ部農 業地帯土 地利用型 (平地農 業地帯土 地利用 型)	・いよかん＋不 知火＋優良中 晩柑＋甘平 ・多目的スプリ ンクラー	2.2	いよかん 1.2 不知火 0.3 優良中晩柑 0.5 甘平 0.2 計 2.2	3,500 3,000 3,000 2,000	163 268 274 254	764 964 919 950	1,676 524 1,080 508 3,788	280 280 290 0 850	1,155 395 768 309 2,627	238 106 308 119 772	575
沿岸・島 しょ部農 業地帯土 地利用型	・うんしゅうみか ん＋ぼんかん ＋優良中晩柑 ＋甘平 ・多目的スプリ ンクラー ・摘果剤利用 ・マルチ栽培及 び完熟栽培を 併用	1.7	早生 0.6 普通 0.3 甘平 0.2 ぼんかん 0.3 優良中晩柑 0.3 計 1.7	3,500 3,500 2,000 3,000 3,000	180 181 254 183 274	780 746 799 870 941	712 444 488 549 742 2,944	360 100 20 0 80 560	733 334 309 313 461 2,150	265 110 149 52 178 755	651
沿岸・島 しょ部農 業地帯土 地利用型	・清見＋甘夏 柑＋不知火＋ 優良中晩柑 ・多目的スプリ ンクラー	2.8	清見 1.0 甘夏柑 0.9 不知火 0.3 優良中晩柑 0.6 計 2.8	3,500 3,800 3,000 3,000	228 144 268 274	1,152 665 809 847	1,260 1,142 674 1,284 4,360	1,020 155 130 360 1,665	1,292 691 395 922 3,299	139 92 152 413 797	537
沿岸・島 しょ部農 業地帯土 地利用型	・河内晩柑＋ 甘夏柑＋不知 火 ・スピードスプレ ーヤ	2.9	河内晩柑 1.4 甘夏柑 1.2 不知火 0.3 計 2.9	4,500 3,800 3,000	148 144 268	766 601 713	1,472 1,608 804 3,884	600 120 0 720	1,575 921 395 2,891	503 200 181 884	677



#### 第4 生産基盤の整備に関する事項

作業の効率化や省力化を図るため、基盤整備を推進することとし、令和12年度までの目標整備率を設定

対象果樹の種類	栽培面積		農道				園内作業道			
	令和5年 ①	令和12年 目標 ②	整備面積 ③	整備計画 ④	整備率 ③/①	目標整備率 (③+④)/②	整備面積 ⑤	整備計画 ⑥	整備率 ⑤/①	目標整備率 (⑤+⑥)/②
	ha	ha	ha	ha	%	%	ha	ha	%	%
かんきつ類	10,635	9,930	5,600	201	53	58	3,968	265	37	43
かき	525	472	244	2	46	52	207	6	39	45
くり	1,910	1,757	576	23	30	34	559	35	29	34
キウイフルーツ	393	362	304	5	77	85	275	13	70	80
ぶどう	153	139	80	1	52	58	80	1	52	58
なし	41	27	10	0	24	37	10	0	24	37
もも	62	54	29	0	47	54	29	0	47	54
びわ	50	43	28	2	56	70	21	3	42	56
うめ	59	53	46	0	78	87	43	0	73	81
その他	78	93	14	0	18	15	14	0	18	15
計	13,906	12,930	6,931	234	50	55	5,206	323	37	43

対象果樹の種類	栽培面積		畑地かんがい				園地改造			
	令和5年 ①	令和12年 目標 ②	整備面積 ⑦	整備計画 ⑧	整備率 ⑦/①	目標整備率 (⑦+⑧)/②	整備面積 ⑨	整備計画 ⑩	整備率 ⑨/①	目標整備率 (⑨+⑩)/②
	ha	ha	ha	ha	%	%	ha	ha	%	%
かんきつ類	10,635	9,930	4,754	452	45	52	4,204	210	40	44
かき	525	472	202	3	38	43	206	2	39	44
くり	1,910	1,757	499	11	26	29	491	18	26	29
キウイフルーツ	393	362	272	22	69	81	261	7	66	74
ぶどう	153	139	83	0	54	60	80	0	52	58
なし	41	27	10	0	24	37	10	0	24	37
もも	62	54	29	0	47	54	30	0	48	56
びわ	50	43	16	0	32	37	18	1	36	44
うめ	59	53	38	0	64	72	41	0	69	77
その他	78	93	12	0	15	13	12	0	15	13
計	13,906	12,930	5,915	488	43	50	5,353	238	38	43

(注) 本表は果樹に限定した市町への独自調査等を参考に作成。園地改造には園内作業道は含まない。(県農産園芸課調べ)

## 第5 果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他果実の流通の合理化に関する事項

### 1 消費者に確実に届ける流通体制づくり

#### (1) 広域選果体制を踏まえた高機能集出荷貯蔵施設の再編・整備

- ・果樹農家の高齢化等に伴い、生産量や農家の減少は避けられない状況であることから、集出荷経費の節減を図り、産地販売力を強化するため、集出荷施設の再編・統合を検討する。
- ・検討に際しては、産地間連携による広域選果体制を視野に入れたうえで、施設の利用状況を踏まえつつ、新品種の導入計画等も見据えながら、関係農家の意見調整を図ることとする。
- ・再編整備の際は、非破壊品質評価機能に加え、AIやロボット等の先端技術を活用した選果システムの導入等により、家庭選果の廃止や簡素化、集出荷施設の省人化を進めるとともに、パレット出荷システムの導入により、荷役時間の短縮を推進する。
- ・果実の予措・追熟・貯蔵関連施設については、既存施設の統廃合や利用体制の見直し等について検討したうえで、必要があれば整備し、かんきつ周年供給体制の充実・強化を図る。
- ・落葉果樹の集出荷貯蔵施設においても、消費者ニーズに対応した品質の果実を出荷するため、必要な選果施設の整備を検討する。
- ・系統共販については、「愛媛ブランド」の信頼をベースに、生産者の労力負担軽減や、経費縮減等に取り組みつつ、系統共販率や施設利用率の向上を図るものとする。

#### (2) 出荷規格や輸送の合理化への取組推進

- ・果実の出荷規格は複雑に細分化され、選果作業、箱詰め、出荷管理、輸送時の仕分けなど様々な段階で労力を要し、規格の数に対応した選果ラインの整備が必要である。
- ・消費者ニーズへの対応やブランド力の向上を前提に、市場や販売業者等との相互理解を図りながら、出荷規格の見直しを進める。
- ・近年、トラックドライバーの不足等により、輸送コストが増加するとともに、トラックの手配が厳しい状況となっている。
- ・パレット輸送など流通の合理化を進めるとともに、複数産地や品目を組み合わせた混載・共同輸送、鉄道や船舶へのシフトなどを検討する。

## 2 果実の用途別出荷量の見通し

対象果樹 の種類	令和5年度					令和12年度				
	生産量	出荷量				生産量	出荷量			
		計	生食	加工	輸出		計	生食	加工	輸出
うんしゅう みかん	t 111,100	t (93) 103,800	t (87) 97,194	t (6) 6,500	t (0.1) 106	t 110,000	t (93) 102,800	t (73) 80,604	t (20) 22,000	t (0.2) 196
その他か んきつ	88,516	(89) 79,001	(74) 65,799	(15) 13,139	(0.1) 63	84,400	(89) 75,000	(71) 59,845	(18) 15,000	(0.2) 155
かき	6,490	(89) 5,760	(85) 5,485	(4) 273	(0) 2	6,450	(89) 5,750	(85) 5,470	(4) 280	—
くり	1,570	(85) 1,330	(67) 1,051	(18) 279	—	1,560	(85) 1,320	(66) 1,030	(19) 290	—
キウイフルーツ	4,660	(91) 4,240	(90) 4,177	(1) 62	(0) 1	4,630	(91) 4,200	(90) 4,145	(1) 55	—
ぶどう	1,480	(95) 1,400	(94) 1,383	(1) 17	(0) 0.1	1,470	(95) 1,400	(94) 1,380	(1) 20	—
なし	378	(81) 308	(81) 308	(0) 0	—	350	(81) 285	(81) 285	—	—
もも	393	(87) 342	(83) 328	(4) 14	—	385	(87) 335	(83) 318	(4) 17	—
びわ	165	(85) 140	(83) 137	(2) 3	—	155	(84) 130	(80) 124	(4) 6	—
うめ	257	(76) 196	(29) 74	(47) 122	—	250	(76) 190	(28) 70	(48) 120	—
その他	234	(77) 180	—	—	—	250	(76) 190	(68) 170	(8) 20	—
合計	215,243	(91) 196,697	(82) 175,936	(9) 20,409	(0) 172	209,900	(91) 191,600	(73) 153,441	(18) 37,808	(0.2) 351

(注) ( )内は生産量に対する比率(%)。

生産量と出荷量は農林水産統計。ただし、その他かんきつ、なし、うめ、その他の生産量及び各品目の出荷量の内訳は農産園芸課調べ。輸出货量は食ブランドマーケティング課調べ。

### 3 選果施設の整備

対象果実 の種類	選別方式	令和6年度			令和12年度		
		選果機数 ヶ所	年間処理量 t	1ヶ所当たり 処理量 t	選果機数 ヶ所	年間処理量 t	1ヶ所当たり 処理量 t
かんきつ	光センサー	20	74,977	3,749	10	101,430	10,143
	カラーセンサー	2	760	380	2	1,000	500
	プレート	2	888	444	2	1,150	575
	重量	1	32	32	1	40	40
	ドラム	3	1,279	426	2	1,600	800
	小計	28	77,936	2,783	17	105,220	6,189
かき	カラーセンサー	3	1,399	466	3	1,800	600
	重量	1	480	480	1	600	600
	小計	4	1,879	470	4	2,400	600
くり	ドラム	4	509	127	4	670	168
キウイフルーツ	重量	8	3,482	435	6	4,160	693
もも	重量	1	4	4	1	10	10
うめ	ドラム	1	26	26	1	30	30
合計	光センサー	20	74,977	3,749	10	101,430	10,143
	カラーセンサー	5	2,159	432	5	2,800	560
	プレート	2	888	444	2	1,150	575
	重量	11	3,998	363	9	4,810	534
	ドラム	8	1,814	227	7	2,300	329
	小計	46	83,836	1,823	33	112,490	3,409

## 第6 果実の加工の合理化に関する事項

### 1 消費者ニーズに即した新たな加工需要の創出

- ・近年、食生活の簡便化・多様化が進展していることから、美味しさや食べやすさだけでなく、地域原料を使用した特色ある加工品や、環境負荷低減に配慮した加工品など、地域性やストーリー性を加味した新たな商品開発を推進する。
- ・従来の果汁や缶詰、ジャム等に加え、ストレートジュース、スムージー、カットフルーツ、冷凍フルーツ、ドライフルーツなど、原料をそのまま活かした加工品や、果実・未熟果の機能性成分に着目した加工品などの多様なニーズに対応するため、新たな果実加工品生産技術の開発・導入を推進する。
- ・農家自らが生産加工し、直接販売する6次産業化については、普及指導員や愛媛6次産業化サポートセンター等と連携し、設備投資計画、商品の採算性等を十分に検討のうえ、必要な加工・販売施設等の整備に取り組む。

### 2 加工原料用果実の安定供給

- ・現状の加工原料用果実の大部分は、生果の選果過程で生じる規格外品が流通したものであり、果実生産量の減少に伴って、加工仕向量も著しく減少していることから、原料不足が顕著となっている。
- ・規格外果実を加工原料とするだけでなく、省力栽培と契約生産を組み合わせるなどして、採算がとれる形で、まとまった量を加工原料に回すことができる生産体制の構築を図る。
- ・大手菓子メーカー等と連携した加工用果樹産地化の取組を進め、加工専用品種や省力低コスト栽培体系の導入等による、生鮮果実と加工を組み合わせた新たなビジネスモデルとして、定着を図る。

### 3 かんきつ果汁工場等の合理化

- ・本県は、生果にとどまらず果汁も全国に誇る高いブランド力を有しており、原料用果実は、裾もの果実の受入れ先として農家の経営安定に寄与していることから、県内の果汁工場は果樹農業に不可欠な存在となっている。
- ・うんしゅうみかんを始めとしたかんきつ生産量の減少により、原料用果実の安定確保が困難となっており、果汁工場が厳しい経営環境に置かれることが想定されるため、省資源化や自動化設備の導入等による製造コストの低減を推進するとともに、搾汁量に見合った生産規模への合理化等を検討する。
- ・少量多品種化する加工用果実を積極的に受け入れる体制整備や、一定以上の品質の果実を原料としたストレート果汁等の高品質商品の強化、健康志向に対応した機能性成分を損なわない製品の開発、容器の軽量・小型化等を推進し、加工原料の確保と製品の高品質化・多様化を図る。

- ・有機性廃棄物が多い果実加工においては、環境保全の観点からその適正な処理が必要であるため、廃棄物のサイレージ化（発酵による飼料化）による有効利用等、環境への負荷の軽減を推進する。

#### 4 果汁の生産計画

対象果実の種類	製品形態	製品製造数量 (1/5濃縮換算t)		今後の方針
		令和5年度	令和12年度	
うんしゅうみかん	果汁	505	910	○美味しさに加え、健康志向等に対応した新製品を開発 ○ストレート果汁等の高品質製品の製造を促進 ○少量品目の製品化を推進 ○機能性を打ち出した個性化商品の開発
なつみかん	果汁	10	17	
はっさく	果汁	1	1	
いよかん	果汁	66	153	
その他かんきつ	果汁	62	129	
合計		644	1,210	

(注) 県内主要果汁工場の生産計画を基に計画。果実の原料が、国産・外国産の如何に関わらず、自県内の工場で製造されるもの。

#### 5 果汁用原料果実の供給計画

対象果実の種類	1/5濃縮果汁1t に必要な果実量(t)	令和5年産(t)			令和12年産(t)			
		自県産	他県産	自県率 (%)	自県産	他県産	自県率 (%)	
うんしゅうみかん	10	5,050	4,237	84	9,100	8,100	1,000	89
なつみかん	18	178	157	88	300	290	10	97
はっさく	14	13	0	0	10	0	10	0
いよかん	14	921	919	100	2,150	2,150	—	100
その他かんきつ	14	871	871	100	1,810	1,810	—	100
合計		7,033	6,184	88	13,370	12,350	1,020	92

#### 第7 その他必要な事項

##### 1 広域濃密生産団地形成に関する方針

##### (1) 広域濃密生産団地形成に関する基本的方針

- ・広域濃密生産団地については、えひめ農林水産業振興プラン 2026 を踏まえつつ、自然的・経済的立地条件や地域における果樹の生産出荷状況等を勘案して形成し、多様化する消費者ニーズや販売流通に対応した産地づくりを図ることとし、適地適作を基本に、収益性の高い品種を組み合わせた特色ある果樹生産を推進する。

**(2) 広域濃密生産団地の概要**

団地名	果樹産地協議会名	関係市町名
宇摩	JAうま果樹産地協議会	四国中央市
新居	JA東予園芸果樹産地協議会	新居浜市、西条市(旧西条市)
周桑		西条市(旧西条市を除く)
越智	JA周桑果樹産地協議会	今治市
	乃万地区果樹産地協議会	
	富田地区果樹産地協議会	
	玉川地区果樹産地協議会	
	波方地区果樹産地協議会	
	大西地区果樹産地協議会	
	菊間地区果樹産地協議会	
	伯方地区果樹産地協議会	
	大三島地区果樹産地協議会	
	上浦地区果樹産地協議会	
	大島地区果樹産地協議会	
	大下地区果樹産地協議会	
関前岡村地区果樹産地協議会	上島町	
上島地区果樹産地協議会		
温泉	えひめ中央果樹産地協議会	松山市、東温市
	松山市農協果樹産地協議会	
上浮穴	えひめ中央果樹産地協議会	久万高原町
		内子町(旧小田町)
伊予	松山市農協果樹産地協議会	伊予市、砥部町
	松山市農協果樹産地協議会	松前町
喜多	大洲喜多地区果樹産地協議会	大洲市、内子町(旧小田町を除く)
西宇和	八西地域農業振興協議会	八幡浜市、伊方町、西予市(旧三瓶町)
東宇和	東宇和地域果樹産地協議会	西予市(旧三瓶町を除く)
北宇和	南予地域果樹産地協議会	宇和島市
		松野町、鬼北町
南宇和		愛南町

(注) 令和8年3月現在

**2 政令指定果樹以外の新たな樹種の探索と導入検討**

- ・近年、消費者の健康志向の高まりや多様化の中で、いちじく、ブルーベリー、アボカド、オリーブなど、広域的な産地形成には至らないものの所得を向上させる、新たな品目が導入されている。引き続き、政令指定果樹以外についても、新規需要が見込める新たな品目を探索し、導入を検討する。

第 13 次愛媛県果樹農業振興計画（案）  
の概要

# 愛媛県果樹農業振興計画の概要

## 第1 果樹農業の振興に関する方針

- ◆本県農業の基幹である果樹農業を持続的に発展させるため、「気候変動等栽培リスクへの対応、担い手の確保、生産基盤の強化、果実供給力の強化」に係る課題への対策を重点的に推進する。
- ◆振興目標は「変化に対応できる生産力と果実を消費者に届ける供給力の強化」とし、各産地が自らの特色を活かしながら、官民共創のもと、生産・流通・販売・消費の各関係者が幅広く連携して、チーム愛媛体制での取組を推進していく。

### 1 栽培リスクに負けない産地づくり

#### (1) 温暖化などの気候変動への対応

- ◆日焼け果や浮皮、裂果対策として遮光(熱)資材・植調剤の活用や用水・灌水施設の導入等の推進
- ◆温暖化に対応した栽培方法の検討・導入や影響が小さい品種への転換

#### (2) 鳥獣害や難防除病害虫等への対応

- ◆集落・関係機関が一体となって取り組む鳥獣類被害軽減に向けた「攻め」「守り」「地域体制づくり」の推進
- ◆難防除病害虫の防除技術の開発・導入や病害虫の予察による早期把握・対応等の推進

#### (3) スマート技術導入等の省力化・高品質化の推進

- ◆ドローン防除・施肥やICTを活用した園地環境モニタリングなどスマート農業の実証・実装の推進
- ◆計画的な改植・新植、ハウス、灌水設備、果樹棚等の整備による生産基盤の強化

#### (4) 環境と調和した安全・安心な生産の推進

- ◆みどり認定農業者の育成や愛媛県特別栽培農作物等認証制度(エコえひめ)等の普及
- ◆グローバル GAP、県GAP等農業生産工程管理の導入の推進

#### (5) 新技術や優良品種等の開発・普及

- ◆うんしゅうみかんや中晩柑類の品種開発
- ◆愛媛果試第48号の基本栽培技術や甘平の裂果軽減技術の早期確立
- ◆国内外での品種登録や商標登録による権利保護の推進
- ◆未利用かんきつ品種を米国で商業栽培するプロジェクトの推進
- ◆キウイフルーツの品種開発や効率的な花粉生産技術の確立等の推進
- ◆温暖化対応やスマート農業、環境に配慮した施肥・防除等の技術開発・実証の推進

### 2 産地を支える担い手づくり

#### (1) 新規就農者の確保・育成

- ◆JA等研修機関等での就農希望者の受入れや、就農サポート体制の拡充等を通じた、新規就農者の確保・育成の推進
- ◆就農希望者への園地・倉庫の流動化など、受入れ体制の強化
- ◆就農後の経営・技術のサポートを通じた、就農者の経営安定の促進

#### (2) 外部労働力の確保

- ◆産地間連携や宿泊施設整備等によるアルバイト受入れの促進や有償ボランティアの取組等の拡大
- ◆サービス事業体やJA出資型法人、農作業受託組織、農福連携など多様な労働力確保の取組の推進

### (3) 担い手への園地集積及び円滑な経営継承の推進

- ◆維持すべき園地の明確化の推進や、樹体と園地をセットにした担い手へ円滑に継承できる体制の構築
- ◆伐採及び廃園・植林等による条件不利地の放任園地化を防止する取組の検討
- ◆産地計画や地域計画に示された将来像の実現に向けた取組の推進

### (4) 経営の多角化・法人化の推進と女性参画の促進

- ◆農業経営の法人化や経営者の労務管理能力の向上、優良な法人化の取組の他地区へ波及推進
- ◆集落営農法人の育成等の地域に応じた産地結束力の強化案の検討
- ◆女性農業者が活躍しやすい環境づくりなど、果樹農業への女性参画の促進

## 3 災害に強く作業しやすい園地づくり

### (1) 被災園地の復興

- ◆被災園地の復旧を完了し、災害に強い園地の創造の推進
- ◆園地復旧後の施設整備や優良品種の導入等を通じた、被災前よりパワーアップした産地復興の推進

### (2) 自然災害への対応強化

- ◆排水対策等の基盤整備や被害の予防・軽減のための施設整備の推進
- ◆農業共済や収入保険への加入の促進

### (3) 次世代につなぐ生産基盤の整備

- ◆園地の緩傾斜化や水利施設等を整備した面的な園地整備による生産基盤強化の推進
- ◆高品質対策を講じた上での作業性に優れる水田の樹園地化の推進
- ◆担い手への園地集積の推進

### (4) 園内道・モノレールの効率配置の推進

- ◆園内道・モノレールの効率的な配置や階段畑の段数削減等を通じた急傾斜地の生産性向上の推進

## 4 国内外のニーズに応えた儲かる愛媛ブランドづくり

### (1) うんしゅうみかん・いよかんの生産量維持

- ◆改植・新植による面積減少の抑制や園地の若返りの推進
- ◆用水・灌水施設の導入や適切な肥培管理による単収向上の推進

### (2) 「紅コレクション」の生産拡大とブランド力の強化

- ◆紅まどんなの施設導入や甘平の裂果対策、紅プリンセスの安定生産による「紅コレクション」の生産拡大
- ◆「紅コレクション」の積極的なPRによる愛媛ブランドの強化及び生産者所得の向上の推進

### (3) かんきつ周年供給体制の維持

- ◆愛媛ブランドの特色である多彩なかんきつ品種の生産量確保による周年供給体制の維持
- ◆出荷時期の延長等による有利販売に向けた長期鮮度保持技術の積極的な導入の推進
- ◆有望品種の組み合わせやハウス等の導入による儲かる果樹農業の実践農家の育成

### (4) 「柑橘王国えひめ」の販売力の強化

- ◆周年供給体制の強みを生かした「柑橘王国えひめ」のブランド強化の推進
- ◆「紅コレクション」を核とした「柑橘王国えひめ」の知名度向上や販売力強化の推進
- ◆本県主力かんきつであるうんしゅうみかんのプロモーション強化
- ◆関係団体一体となった新たな販路開拓や県内外での販促等の推進

(5) 落葉果樹産地の再構築

◆キウイフルーツの生産量全国一位の堅持に向けたかいよう病の防除対策の徹底、抵抗性品種への転換、健全花粉の安定供給体制の確立等の推進

◆かき、くり、ぶどう、うめ等の産地の振興に向けた、改植や必要な施設の整備、高品質安定生産技術の普及等の推進

(6) 多様な販売体制の構築と消費拡大に向けた食習慣の推進

◆農家レストランやグリーン・ツーリズム等の消費者ニーズに対応した販売体制の整備

◆大学との連携や社員食堂への果実提供、加工品開発など、若者や働く世代への果実消費の促進

◆学校給食、収穫体験等を通じた果実への理解や関心を醸成する食育の推進

(7) 農林水産業を成長産業にするための輸出促進

◆品質の高さを強みとしたマーケットの拡大と市場ニーズに対応した重点的かつ戦略的な活動の推進

◆現地の基準に適合した生産・防除技術の確立と長期輸送に対応した鮮度保持・輸送技術の向上

◆産地及び関係機関等が一体となった輸出体制の構築

第2 栽培面積その他果実の生産の目標

対象果樹の種類	生産量(t)			栽培面積(ha)			
	R5(現状)	R12(目標)	伸び率	R5(現状)	R12(目標)	伸び率	
うんしゅうみかん	111,100	110,000	99%	5,290	4,900	93%	
その他のかんきつ	愛媛果試第28号	5,028	6,000	119%	305	350	115%
	甘平	2,088	2,500	120%	363	365	101%
	愛媛果試第48号	59	2,000	3,390%	82	240	293%
	せとか	4,514	5,500	122%	294	360	122%
	いよかん	18,247	16,000	88%	1,407	1,150	82%
	不知火	8,334	6,000	72%	513	350	68%
	ぼんかん	9,792	9,400	96%	391	370	95%
	清見	7,081	6,200	88%	326	270	83%
	河内晩柑	14,472	12,000	83%	275	275	100%
	カラ・南津海	1,805	2,500	139%	130	130	100%
	はれひめ	1,094	1,200	110%	101	100	99%
	その他	16,002	15,100	94%	1,158	1,070	92%
	小計	88,516	84,400	95%	5,345	5,030	94%
かんきつ合計	199,616	194,400	97%	10,635	9,930	93%	
以外	かき	6,490	6,450	99%	525	472	90%
	くり	1,570	1,560	99%	1,910	1,757	92%
	キウイフルーツ	4,660	4,630	99%	393	362	92%
	ぶどう	1,480	1,470	99%	153	139	91%
	なし	378	350	93%	41	27	66%
	もも	393	385	98%	62	54	87%
	びわ	165	155	94%	50	43	86%
	うめ	257	250	97%	59	53	90%
その他	234	250	107%	78	93	119%	
小計	15,627	15,500	99%	3,271	3,000	92%	
合計	215,243	209,900	98%	13,906	12,930	93%	

### 第3 その区域の自然的経済的条件に応ずる近代的な果樹園経営の指標

主たる従事者の年間労働時間2,000時間、所得460万円を目標として11タイプの経営指標を設定。

区分		営農類型	規模 (ha)	主たる従事者の所得(千円)	総所得(千円)	
沿岸島しょ部農業地帯	個別経営体	土地利用型	うんしゅうみかん	2.2	6,961	7,925
			いよかん+不知火+優良中晩柑+甘平	2.2	5,749	7,715
			うんしゅうみかん+ぼんかん+優良中晩柑+甘平	1.7	6,510	7,548
			清見+甘夏柑+不知火+優良中晩柑	2.8	5,374	7,970
			河内晩柑+甘夏柑+不知火	2.9	6,767	8,839
		うんしゅうみかん+いよかん+優良中晩柑+甘平+キウイフルーツ	1.6	6,140	7,227	
	施設型	施設中晩柑+施設愛媛果試第28号+いよかん+不知火+優良中晩柑	1.7	5,989	8,164	
農山村農業地帯	個別経営体	土地利用型	かき+うめ	2.7	5,139	7,973
		施設型	施設ぶどう+もも	0.8	7,971	8,512
平地農業地帯	個別経営体	土地利用型	【再掲】いよかん+不知火+優良中晩柑+甘平	2.2	5,749	7,715
			【再掲】うんしゅうみかん+いよかん+優良中晩柑+甘平+キウイフルーツ	1.6	6,140	7,227
		施設型	施設うんしゅうみかん+うんしゅうみかん+施設愛媛果試第28号+施設中晩柑	1.5	5,323	7,891
沿岸島しょ部農業地帯	法人	土地利用型	うんしゅうみかん+いよかん+優良中晩柑+加工	15.0	13,280	39,840

### 第4 生産基盤の整備に関する事項

栽培面積		農道				園内作業道			
令和5年	令和12年目標	整備面積	整備計画	整備率	目標整備率	整備面積	整備計画	整備率	目標整備率
13,906ha	12,930ha	6,931ha	234ha	50%	55%	5,206ha	323ha	37%	43%
		畑地かんがい				園地改造			
		整備面積	整備計画	整備率	目標整備率	整備面積	整備計画	整備率	目標整備率
		5,915ha	488ha	43%	50%	5,353ha	238ha	38%	43%

(注)本表は果樹に限定した市町への独自調査等を参考に作成(県農産園芸課調べ)。

### 第5 果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他果実の流通の合理化に関する事項

#### 1 消費者に確実に届ける流通体制づくり

##### (1) 広域選果体制を踏まえた高機能集出荷貯蔵施設の再編・整備

- ◆集出荷経費の節減や販売力の強化を念頭においた、産地間連携を含めた既存施設の統廃合等による再編の検討
- ◆AI等を活用した選果システム導入等による庭先選別の簡素化や集出荷施設の省人化の推進
- ◆パレット出荷システムの導入による荷役時間の短縮の推進
- ◆落葉果樹の集出荷貯蔵施設における消費者ニーズに対応した機能向上整備の検討

##### (2) 出荷規格や輸送の合理化への取組推進

- ◆関係者の相互理解のもとでの出荷規格の見直しの推進
- ◆複数産地や品目を組み合わせた混載・共同輸送や鉄道・船舶へのシフトの検討

#### 2 果実の用途別出荷量の見通し

単位:トン

生産量	令和5年度				生産量	令和12年度			
	出荷量					出荷量			
	計	生食	加工	輸出		計	生食	加工	輸出
215,243	(91) 196,697	(82) 175,936	(9) 20,409	(0) 172	209,900	(91) 191,600	(73) 153,441	(18) 37,808	(0.2) 351

(注) ( )内は生産量に対する比率(%)。

### 3 選果施設の整備

選別方式	令和6年度			令和12年度		
	選果機数 ヶ所	年間処理量 t	1ヶ所当たり処 理量 t	選果機数 ヶ所	年間処理量 t	1ヶ所当たり処 理量 t
光センサー	20	74,977	3,749	10	101,430	10,143
カラーセンサー	5	2,159	432	5	2,800	560
プレート	2	888	444	2	1,150	575
重量	11	3,998	363	9	4,810	534
ドラム	8	1,814	227	7	2,300	329
小計	46	83,836	1,823	33	112,490	3,409

(注)農協系統取り扱い分で計画。

## 第6 果実の加工の合理化に関する事項

### 1 消費者ニーズに即した新たな加工需要の創出

- ◆栄養バランスや機能性等の観点を踏まえ、健康志向に見合った新商品の開発
- ◆ストレート果汁等の高品質製品の生産拡大やカットフルーツ・スイーツなど多様な加工需要への対応強化
- ◆6次産業化に必要な加工施設等の整備を推進

### 2 加工原料用果実の安定供給

- ◆加工用品種の導入や労働生産性の高い栽培体系への転換による加工用果樹産地の育成強化
- ◆加工等の関連産業等との連携を促すことによる加工原料用果実の安定生産・供給の推進

### 3 かんきつ果汁工場等の合理化

- ◆省資源化や自動化設備の導入等による製造コストの低減の推進
- ◆搾汁量に見合った生産規模への合理化等の検討
- ◆少量多品種化する加工用果実を積極的に受け入れる体制の整備

### 4 果汁の生産計画

製品形態	製品製造数量(1/5濃縮換算)	
	令和5年度	令和12年度
果汁	644	1,210

### 5 果汁用原料果実の供給計画

令和5年産(t)				令和12年産(t)			
	自県産	他県産	自県率		自県産	他県産	自県率
7,033	6,184	849	88%	13,370	12,350	1,020	92%

(注)県内果汁工場の生産計画を基に計画

## 第7 その他必要な事項

### 1 広域濃密生産団地形成に関する方針

#### (1) 広域濃密生産団地形成に関する基本的方針

- ◆えひめ農林水産業振興プラン 2026 を踏まえた、特色ある果樹生産の促進

#### (2) 広域濃密生産団地の概要

- ◆団地名、関係市町名及び産地協議会名の記載

### 2 政令指定果樹以外の新たな樹種の探索と導入検討

- ◆生産者の所得確保のため、政令指定果樹以外の新規樹種を探索し、導入を推進